

令和7年度土佐町農業委員会組織委員会

1. 開催日時 令和7年4月1日 午後1時30分～午後2時40分
2. 開催場所 土佐町役場2階 会議室
3. 出席委員 (12名)
岡林秀明 川井由紀 川田文明 川村寿一 近藤秀幸 澤田智則 田岡博之
千頭健司 西峰昭江 西村美佐江 矢野公彦 和田俊雄
4. 欠席委員 仁井田亮一郎 西村尚
5. 職務による出席者 農業委員会事務局 局長 秋澤雅代 書記 川田書加 上田千紗
その他の出席者 農地利用最適化推進委員 長野進 細見優太
6. 議事日程 議題1 会長・会長職務代理者の選任について
議題2 会員番号について
議題3 会議録署名委員の指名について
議題4 農地利用最適化推進委員の任命について
その他
7. 会議の次第

事務局長：ただ今から農業委員改選後、初めての会となります土佐町農業委員会組織委員会を開催いたします。農業委員会事務局長の秋澤です。よろしくお願いいたします。

事務局：書記を務めます川田です。よろしくお願いいたします。

書記を務めます上田です。よろしくお願いいたします。

事務局長：農畜林振興課事務局にも異動があり、今日から書記が入れ替わりとなりますので、旧の書記であります出島が今日はオブザーバーという立場で同席させていただきますのでご了承ください。

出島： よろしくお祈いします。

事務局長：この度は地区からの推薦という形ではありますが、農業委員を引き受けてくださいました皆様、誠にありがとうございます。皆さんの任期については3年となっています。この4月から、令和10年3月31日までよろしくお願いいたします。通常農業委員会は会長が招集することになっていますが、本日は改選後の初めての会で会長が決まっておられませんので、土佐町農業委員会会議規則第2条により、町長名でご案内をさせていただきました。

また、土佐町農業委員会会議規則第4条により、通常は会長が会の進行をしますが、会長が決まるまで私の方で進行をさせていただきます。それでは、初めての委員会ですので自己紹介を着席順にお願いします。

(着席順に農業委員が自己紹介を行う)

事務局長：本日欠席されているのは、仁井田亮一郎委員、西村尚委員の2名です。農業委員の中には必ず定数の半分以上の認定農業者を入れる必要がありますが、土佐町は認定農業者が少ないため、4分の1以上とする特例を適用しています。川田文明さん、近藤秀幸さん、田岡博之さん、西村尚さんの4名が認定農業者です。同じく利害関係を有しないいわゆる「中立委員」も一名以上含める必要があります。これは商工事業者などの農業に従事しないのほか、自給的農家や、保全管理のみを行っている方などが該当し、仁井田亮一郎さん、西村美佐江さん、矢野公彦さんの3名が該当します。

事務局長：それでは、議題に入ります。議題1、会長と会長職務代理者の選任について審議願います。農業委員会等に関する法律第5条により、委員の互選によって会長を決めることとなります。委員の皆様からのご推薦により行いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

事務局長：どなたか会長、会長職務代理者に候補者の推薦があればお願いいたします。

澤田委員：千頭健司さんを推薦します。JA 辞められた後、役場で営農指導員をされており、農業の知識もありますし、リーダーシップをもって農業委員会を運営していただけたと思いますので推薦します。

事務局長：他にこの方をというご意見はありませんか。

農業委員：ありません。

事務局長：続いて会長職務代理者への推薦はありませんか。会長さんが何かで不在になる時に代わりを務めることになります。

(手があがらない)

事務局：千頭さん、ご意見ありませんか。

千頭委員：女性の方が良いと思うので、川井由紀さんを推薦します。

事務局長：他にご意見ないようでしたら、千頭委員を会長に、川井由紀委員を会長職務代理者として推薦するとの発言がありました。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声と拍手)

事務局長：では会長が決まりましたので、以後の進行を会長にお願いします。千頭会長は前へお願いします。会長より一言挨拶をお願いします。

会長：改めまして皆さんこんにちは。皆さんの推薦を得まして、会長の職を引き受けることになりました。不慣れな点もあろうかと思いますが、皆さんからのご協力を得て3年間務めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

会長：それでは議事に戻ります。議題2、委員番号の決定についてですが、土佐町農業委員会会議規則第7条により議席はくじで定めます。会長及び会長職務代理者は慣例で1番2番となっております。1番2番はあらかじめ除いてあり、3番以降のくじとなっております。順番に引いてください。

(順にくじを引く)

会長：では、順番に引いたくじの番号を言ってください。

岡林委員：4番です

川田委員：3番です

川村委員：9番です

近藤委員：8番です

澤田委員：14番です

田岡委員：5番です

西峰委員：6番です

西村委員：11番です

矢野委員：7番です

和田委員：13番です

会長：欠席委員2名の番号はどなたかに代理でくじを引いてもらって番号を決めてよろしいでしょうか。

他委員：異議なし

会長：では私が順に欠席委員の番号のくじを引きます。仁井田亮一郎委員は12番、西村尚委員は10番です。

事務局長：以上のとおり委員番号が決定しました。次の会議からは番号順に座っていただきます。今回はこのまま続けます。

会長：それでは議題3、議事録署名人の指名について、事務局より説明をお願いします。

事務局長：議事録署名人について、説明します。農業委員会の中で協議したことは議事録にして、公

開しなければなりません。議事録は事務局で作成しますが、最後に議長と2名の委員の署名が必要です。その順番について、どうするか検討していただきたいです。これまでは若い委員番号から2名ずつ指名し、欠席の場合は飛ばしておき、次の指名で欠席していた委員に戻るという形をとっておりました。

川村委員：同様の形でいいです。

事務局長：同様の形というご意見がありました。

(異議なしとの声)

会 長：議事録署名人の指名について、先ほど異議なしとの声がありました。

矢野委員：署名はいつするのですか。会議の時ですか。

事務局：その日に議事録はできないので、次の総会の時になります。

会 長：ないようでしたら、事務局案のとおり指名することに賛成の方の挙手をお願いします。

会 長：全員挙手により議事録署名人は若い番号順に2名ずつを指名することにします。

会 長：それでは本日の会議録署名委員を指名致します。2番川井由紀委員、3番川田文明委員を指名致します。次回の総会時に、今回の議事録に署名をしてください。続いて事務局よりお願いします。

事務局長：4つ目の議事の前に、総会の日程について協議をお願いします。これまで農業委員会総会は毎月28日、28日が土日の場合は手前の平日の午前9時より開催していました。なお、11月23日は産業文化祭の開催日で、町勢功労者表彰式があり、農業委員さんへも出席の案内がありますので、11月だけは23日に開催しておりましたが、今期これから3年間の開催時期・時間帯について申し合わせを本日したいです。時間を午後1時に行うとか午後3時に行うなども可能ですので、日程について何かご意見を出していただいで定例ということにしていきたいので、よろしくをお願いします。

会 長：このことについてご意見、ご質問がありませんか。

川井委員：28日にしたら、私はJAの理事になっており理事会が毎月27日となっていて、例えば6月28日が土曜日の場合はどうなりますか。

事務局長：手前の平日なので27日が農業委員会となります。

川井委員：そうすると重なってしまいますが、理事会が高知市で13時からなので、午前の11時半までに終わるようなら大丈夫ではあります。

川田書記：日も28日でなくてもかまわないので、それも含めて協議していただけたらと思います。

西村委員：時間は、午後からとなると土佐町に昼までいなくてはいけなくなりますが、午前9時からなら30分で終わる場合だと、そこから予定を入れることができます。

川村委員：自分は、午前に予定が入ることが多いので午後がいいです。

澤田委員：私は、午前が希望です。

川田委員：田岡委員、野菜の出荷が落ち着く時間は午前ですか。午後ですか。

田岡委員：出荷のピーク時は、午前は無理です。

川村委員：できたら、午後からがいいです。

川井委員：3年任期ですが、これまでの委員会は、基本28日の9時から行ってきたんですね。あまり、そのスタンスを崩さない方がいいようにも思います。

澤田委員：会の成立要件は何人ですか。

川田書記：過半数の8人です。

澤田委員：全員が揃うことは不可能なので、成立しやすい日で決めたらよいと思います。

会 長：では、意見が2つ出ております。まず時間の採決をとります。

農業委員会が午前中に開催したいという意見がありましたが、それに賛成の方の挙手をお願いします。

会 長：挙手多数であります。

日にちであります、これまでどおり 28 日の午前 9 時から開催とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

事務局長：基本的に総会は毎月開催されます。ただし案件がなければ開催しないこともあります。総会を開催するときは開催通知を、2 週間前を目途に郵送します。申請がなくて開催しない月には開催通知は送しません。心配なときは、事務局へ電話確認をお願いします。会の成立には過半数、8 名以上の委員の出席が必要です。会の不成立を防ぐため、欠席の際は必ず事務局に連絡をお願いします。以上です。

川村委員：会議を開きたいという要望は委員ができるのですか。

会 長：別の日程を設けるということですか。

川村委員：特別な状況になったとき、過半数出席すれば、開けるかということです。

事務局長：土佐町の農業委員会会議規則で、在任委員の 3 分の 1 以上の方から書面で会議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の要求があったときには開くことができるとはなっています。

会 長：それでいいですか。

川村委員：ありがとうございます。

会 長：ここで 2 時 8 分まで休憩とします。

会 長：休憩前に引き続き会議を再開します。

会 長：議題 4、農地利用最適化推進委員の任命について、事務局から説明してください。

事務局：農地利用最適化推進委員は農業委員さんと同じく、令和 6 年 11 月 1 日から 11 月 30 日まで募集しました。定員の 4 名に対し、旧村単位ごとに旧田井村 1 名、旧森村 2 名、旧地蔵寺村 1 名の計 4 名の推薦がありました。資料 5 ページの候補者名簿を付けておきますのでご覧ください。業務については、4 ページに記載しております。農業委員さんと協力して農地利用の集積に係る業務、利用権設定の場合の現地確認等、研修会への参加、農地利用状況調査（農地パトロールです）、農家からの相談対応等です。農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱しますので、候補者について委嘱するかどうかを審議願います。

会 長：この件について、質問ありませんか。

委 員：なし

会 長：質疑がないようですので、農地利用最適推進委員の委嘱について一人ずつ諮ります。5 ページをご覧ください。

一人目、旧森村で澤田裕彦さんを委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

会 長：全員挙手により、委嘱することに決定いたします。

会 長：二人目、旧地蔵寺村で筒井正徳さんを委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

会 長：全員挙手により、委嘱することに決定いたします。

会 長：三人目、旧森村で長野進さんを委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

会 長：全員挙手により、委嘱することに決定いたします。

会 長：四人目、旧田井村で細見優太さんに委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。

会 長：全員挙手により、委嘱することに決定いたします。

会 長：以上候補者 4 名を農地利用最適化推進委員に委嘱します。事務局お願いします。

事務局：4 名中 2 名の方に本日集まっていたいておりますので、中に入っております。

(2 名が入室)

筒井委員：地蔵寺の筒井正徳です。よろしく申し上げます。

細見委員：大洲の細見優太と申します。よろしく申し上げます。

事務局：農業委員の方の自己紹介は会議の最初に行いましたので、最適化推進委員の方は資料 3 ページに農業委員名簿がありますのでそちらをご確認ください。

あと2名澤田裕彦さん・長野進さんは所要のため欠席です。

農地利用最適化推進委員さんには農地利用の集積に係る業務、利用権設定の場合の現地確認、研修会への参加、農地利用状況調査への協力、農家からの相談対応等を行っていただきますので、よろしくお願いします。農業委員、農地利用最適化推進員ともに、非常勤の特別職の地方公務員です。職務上知りえたことについて守秘義務がありますので、ご注意ください。

会 長：事務局からその他についてありますか。

事務局：資料の3枚目の委員名簿に受け持ち担当地区をいれています。後ほど業務について説明しますが、非農地証明の現地確認や許認可申請の確認証明等の担当地区になります。この受け持ち地区についてご確認をお願いしたいです。

会 長：この件について何かご意見、ご質問はありませんか。

委 員：なし

会 長：ないようでしたら、事務局の案の通りの受け持ち担当地区となりますので、3年間皆さんよろしくお願いします。

事務局：次に農業委員の業務について説明します。資料6ページをご覧ください。

6ページの説明（許認可審査・農地パトロール・農地の集積活動・研修・その他）

今回の説明だけではわからないと思いますので、可能であれば今月28日の総会までの間に一度、農業委員・最適化推進委員の業務について研修をしたいと思っています。

会 長：この件について質問はありませんか

川村委員：研修の日程は決まっていますか。

事務局：これから決めます。

会 長：他にないかありませんか。

委員：なし

会 長：ないようですので、研修の日程については、事務局の方で決定し、後日手紙等で連絡します。

事務局：農業会議の方と調整しまして、日程決まりましたらまた連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

会 長：事務連絡を事務局からお願いします。

事務局長：ここで「農地利用最適化交付金」という制度について説明させていただきます。例えば、担い手への農地の集積や遊休農地の発生を防止をしたという時に、実績に合わせて交付金が出るという国の制度があります。この国の交付金は、土佐町が申請するか否かを今のタイミングで決めておく必要がありますが、これまでは実績がありませんでした。なぜかという、成果により報酬が支払われる制度なので、なかなか山間部で実績をあげてもらうのが難しいということと、委員さんの受け持ち地区により温度差があり、担い手も少ない中、農地の集積（担い手にどんどん農地を任せていくということ）が難しいという現状から実績がありませんでした。簡単に言うとかかなり先進的に取り組んだ農業委員会に対して、国から交付金がもらえるというのですが、国からもその年その年の配分ということなので、年によってはもらえる金額も多かったり少なかったりするものでもあります。内容を理解してもらったうえで申請しないのは全くかまいません。こういう交付金があるということを知っておいていただく必要があります、情報提供させていただきました。また、1年ごとに申請するかを考えることができますので、今年は、新体制で1年目ですので、見送るということかどうかということ、事務局からは提案をさせていただきます。

会 長：事務局から見送るという提案がありました。この件について、賛成か反対かの決を採ってもよろしいですか。

川村委員：どれくらいの面積に取り組んだらという基準はあるのですか。

事務局：全国が対象なので、目標の数値などがあります。評価がそれなりに出たとしても、その年に土佐町の評価の分でどれだけもらえるか分らない。提出したときに、国の方で精査をしていくらと決まってくるので、1 ha だからいくらという決め方ではないです。

川村委員：見送るということではなく、大事なことなので前向きに検討してはどうでしょうか。

事務局長：農業委員さんの仕事として農地を守っていくことは当然やっていただくことにはなるのですが、今お話しさせていただいたのは、国からそれ以上にこんなことをしたらプラスアルファでお金をあげますよということについて、まだ1年目でなかなかそこをそれ以上に頑張るということが難しそうなので、今年は申請することは困難ではないかと提案させていただきました。また、知っている農地がこういう風に動きそうだということは会の後でも聞かせていただきたいです。この交付金に申請するかどうか、今年どうするかということを探りたいと思います。

川村委員：せっかくこういう話が聞こえているのに、1年目やき見送るということではなしに・・・

澤田委員：今の説明は交付金を申請するかしないかの話です。農地の流動化に関して我々がやらないということではないですので、とりあえず、1年目は見送るということではよいのではないですか。いきなりハードルを上げることはないと思います。交付金が1千万や2千万あるというならですが、数万円です。

会長：それでは採決を取りたいと思います。

今年度については見送るということで、賛成の方の挙手をお願いします。

会長：全員挙手につき、最適化推進交付金については申請しないとします。

事務局長：事務局が活動内容を見ていくなかで申請できるような活動が出てきたと判断したときにはまた提案させていただきたいと思います。

事務局：事務連絡を行います。本年度の農業委員活動記録簿というものをつけていただく用紙を配布しないといけないところ、私が配布するのがぬかっております。次の会では配るようにいたします。推進委員さんには郵送で送るようにします。

農業委員会総会や研修、相談業務について記入をお願いします。農地パトロールに行った時にもその旨記入してもらいましょうものになります。中にある見守り活動というのは、例えば自分の家から担当地区を通って会議へ来ると思いますが、その時に農地を見てきても、見たという風に記入してもらってかまいません。田植えを昨年していたが、今年は植えてないといったことなども一つの情報として記録していただくものになります。地区の常会だとか、井戸端会議でも知り得た農地に関する情報などを記入していただければと思います。国としても農業委員が何をやっているか見えないといったことから義務づけられましたので、そういった形で残していただければと思います。

事務局：次に、確認証明についてお知らせします。農地の売買や農地を宅地にするなどの転用の申請の際に担当地区の農業委員さんに確認証明をもらうようにしています。申請人、司法書士などの代理人の方から確認証明の依頼があった場合は、どこの農地か、申請人は誰かなどを確認してください。総会の前に申請のあった地区の農業委員さんに確認してもらい、総会の時に補足してもらっています。

依頼内容が、不安でわからないといったものでしたら、農業委員会事務局の方に相談していただければと思います。

マイナンバーの登録についてお知らせします。すでに役場に登録がある方は必要ありません。提出をしていただく必要のある皆さんには、辞令のファイルの中に報酬・料金等支払いに係る特定個人情報登録申請書を入れています。報酬の支払報告の際に、マイナンバーの提出をお願いするものです。登録の際は、マイナンバーカードや通知カードなどのマイナンバーを確認できるものを、担当職員が確認する必要がありますので、4月28日の総会の時に、申請書とマイナンバーカード、もしくは通知カードと一緒に持ってきてください。番

号確認があるので、カードも持ってきてください。

次に報酬支払口座の登録についてお知らせします。報酬振込の際には口座の登録が必要ですので、ご本人名義の通帳のコピーの提出をお願いします。再任委員はいりません。報酬は毎年9月末までと3月末までに半期分を指定の口座に振り込みます。今年度より農業委員会の会議、研修等に出席された回数に応じて報酬を1回当たり5千円加算します。費用弁償については、9月末、3月末までを集計して振り込みますので、報酬から少し遅れて振り込みます。費用弁償は片道4キロを超える方のみが対象となります。次回一覧を回覧しますので、自宅の最寄りのバス停に間違いがないか確認をしてサインをしてください。農業委員手帳を新任の委員にはお配りしています。4月の総会で写真入りの身分証明書を配布しますので、身分証明書を挟んで携帯をお願いします。記録に使ってください。会議終了後に、町の広報掲載用の写真を一人ずつ撮影しますのでご協力ください。

事務局：4月の総会は28日月曜日9時より開催します。今回と開始時刻が違いますので、ご注意ください。開催通知は2週間前を目途に発送します。今のところ開催の見込みです。

会長：では本日の会議を閉じます。ありがとうございました。

土佐町農業委員会長

千頭 健司

議事録署名委員

川井由紀

議事録署名委員

川田 文明